

令和元年度第1回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

令和2年1月30日(木)

9時05分から9時15分まで

3階 プレゼンテーションルーム

【会議の目的】

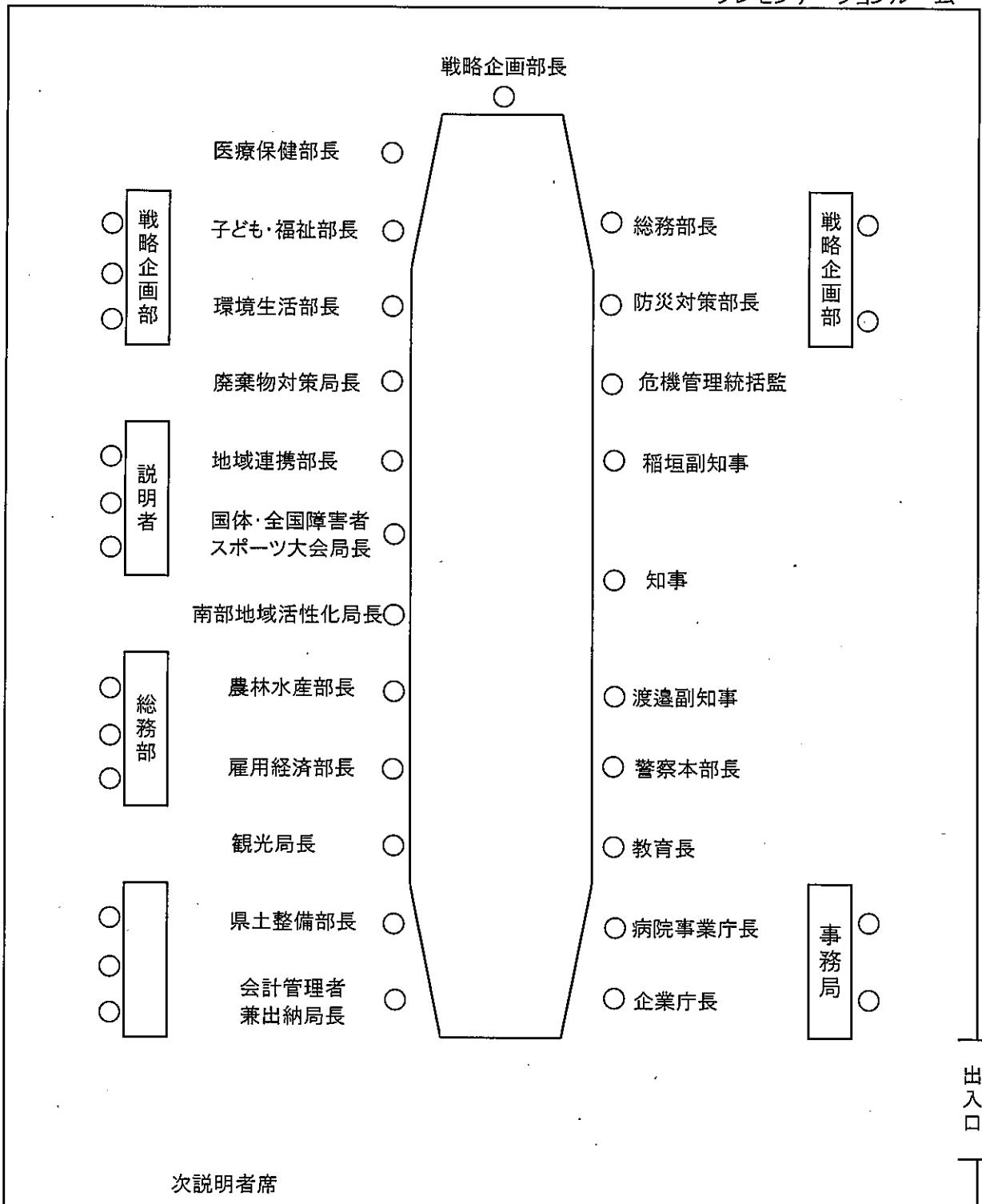
新型コロナウイルス感染症に迅速かつ的確に対応するため、第1回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の本部員会議を開催します。

1 新型コロナウイルス感染症の現状と対応について

2 各部局の対応

3 知事指示事項

令和元年度第1回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(1月30日)座席表
プレゼンテーションルーム



医療保健部

新型コロナウイルス感染症の現状と対応

厚生労働省報道発表資料

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（令和2年1月29日版）抜粋

国外の発生状況 1/29 12:00現在							国内の発生状況 1/29 12:00現在							
国・地域	確認者	死亡者	性別	居住地	症状	入院状況	周囲の感染症の発生の状況	調査結果	性別	居住地	症状	入院状況	周囲の感染症の発生の状況	調査結果
中国	5,974名	132名	14名 0名	1/16 30代 男	神奈川県 全快	退院	なし	38名特定 健康観察 実施中	1/24終了	1/24終了	なし	なし	なし	2名特定 健康観察 実施中
台湾	8名	0名	2 0名	1/24 40代 男	中国 (武漢市) 軽快	入院中	なし	7名特定 健康観察 実施中	なし	7名特定 健康観察 実施中	なし	なし	なし	3名特定 健康観察 実施中
シンガポール、マレーシア	7名	0名	3 0名	1/25 30代 女	中国 (武漢市) 軽快	入院中	なし	7名特定 健康観察 実施中	なし	7名特定 健康観察 実施中	なし	なし	なし	2名特定 健康観察 実施中
米国、オーストラリア	5名	0名	4 0名	1/26 40代 男	中国 (武漢市) 軽快 傾向	入院中	なし	3名特定 健康観察 実施中	なし	3名特定 健康観察 実施中	なし	なし	なし	2名特定 健康観察 実施中
韓国、ドイツ、フランス	0名	0名	5 0名	1/28 40代 男	中国 (武漢市) 病状 安定	入院中	なし	2名特定 健康観察 実施中	なし	2名特定 健康観察 実施中	なし	なし	なし	2名特定 健康観察 実施中
カナダ	3名	0名	6 0名	1/28 40代 男	中国 (武漢市) 病状 安定	入院中	なし	2名特定 健康観察 実施中	なし	2名特定 健康観察 実施中	なし	なし	なし	2名特定 健康観察 実施中
ベトナム	2名	0名	7 0名	1/28 60代 男	奈良県 病状 安定	入院中	なし	2名特定 健康観察 実施中	なし	2名特定 健康観察 実施中	なし	なし	なし	2名特定 健康観察 実施中
ネバーラル、カンボジア、スリランカ	1名	0名	8 合計 (致死率 2.2%)	1/28 40代 女	中国 (武漢市) 病状 安定	入院中	なし	2名特定 健康観察 実施中	なし	2名特定 健康観察 実施中	なし	なし	なし	2名特定 健康観察 実施中
合計	6,040名	132名												

1月29日 12:00時点で確認されている感染者は7名
(疑似症サーベイランス実施件数23件、うち7件が陽性：陽性率 30.4%)

(引用) 厚生労働省ウェブサイト、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（令和2年1月29日版）

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

○令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく検疫感染症に指定する。

【政令制定・改正】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令案
検疫法施行令の一部を改正する政令案

<参考>

指定感染症：既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であつて、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの（感染症法第6条）
検疫感染症：国内に常存在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその検査が必要なものとして政令で定めるもの（検疫法第2条第3号）

これまでの対策		指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
(1)診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性もある)		① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供
(2)報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度（疑似症サーベイランス）の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。		② 医師による迅速な届出による患者の把握
(3)濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接觸者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではなくため、患者の協力が得られにくいことがある。		③ 患者発生時の積極的疫学調査（接触者調査）
(1)発熱の確認（サーモグラフィ） (2)自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。		質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)

(出典)第36回厚生科学審議会感染症部会(令和2年1月27日) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09136.html 資料

分類	実施できる措置等	分類の考え方	必要性
一類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 ・交通制限等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒトからヒトに伝染。 ・感染力と罹患した場合の重篤性から危険性を判断。 	
二類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 		
三類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 		
四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・動物等への措置を含む消毒等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物等を介してヒトに感染。 	
五類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・国民や医療関係者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他国民の健康に影響 	
新型インフルエンザ等感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザのうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなるもの。 ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものの。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・政令により一類感染症相当の措置 ・感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請 等 		
指定感染症 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・一～三類感染症に準じた対人、対物措置 <p>※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既知の感染症で一から三類感染症と同様の危険性のあるもの。 	
新感染症 当初 要件 指 定 後	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒトからヒトに伝染する未知の感染症。 ・危険性が極めて高い。 	

(参考)

類型	実施する措置
2条1号に規定する感染症一類感染症 エボラ出血熱、痘そう、ペスト等	質問、診察・検査、隔離、停留 ※隔離・停留先は医療機関
2条2号に規定する感染症 新型インフルエンザ等感染症	質問、診察・検査、隔離、停留 ※停留(は宿泊施設)でも可能。
2条3号に基づき政令で指定する感染症 チクングニア熱、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)、デング熱、マラリア	質問、診察・検査、消毒等 (隔離・停留はできない。)
法34条に基づき政令で指定する感染症 (34条)	質問、診察・検査、隔離、停留 ※隔離・停留先は一部 医療機関

(出典)第36回厚生科学審議会感染症部会(令和2年1月27日) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09136.html 資料

新型コロナウイルス感染症に対する医療保健部の主な対応

令和2年1月30日
三重県医療保健部「業務感染症対策課

三時 情報	県民向け	関係者向け
1月6日 (月)	厚生労働省事務連絡「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起」	

1月7日 (火)

- ・医療関係者向けの通知を発出
(厚生労働省の注意喚起を閲覧)

1月10日 (金)

三重県感染症情報センターのウェブサイトに情報が掲載

1月14日 (火)

厚生労働省に専用サイトが開設

1月17日 (金)

厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」

1月20日 (月)

- ・医療関係者向けの通知を発出
(患者対応フロー等)

1月25日 (土)

- ・三重県都市医師会議で情報提供

1月27日 (月)

- ・知事から県民へメール
- ・緊急部長会議

1月28日 (火)

厚生労働省健康局長通知「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について(施行通知)」
(健発0128第5号)

1月29日 (水)

- ・県内に電話相談窓口を設置
- ・医療関係者向けの通知を発出(施行通知)

1月30日 (木)

今後の予定

- ・第1回対策本部会議開催

- ・第1回対策本部会議開催

今後の予定

- ・医療関係者・市町向けの説明会の開催

6

知事指示事項

令和2年1月30日

- 1 県民の皆様の安全・安心を確保する観点から、各部局においては、引き続き国の動向を注視するとともに、最新の発生状況について徹底して情報収集に努めてください。
- 2 昨日から、電話相談窓口を設置し、県民の皆様からの相談対応を行っていますが、丁寧な対応を徹底するとともに、引き続き、改めて県民の皆様の不安解消に努め、正確かつ迅速な情報提供を行ってください。
また、各部局においても、関係団体や県民の皆様と接した際も、丁寧な対応を行い、不安解消に努めてください。
新型コロナウイルス感染症対策連絡会議などを通じて、情報共有、対策の徹底を行うとともに、医師会や医療機関等の関係団体や関係機関等と連携し、迅速かつ適切に対応できるよう、体制を整えてください。
- 3 新型コロナウイルス感染症については、現時点では過剰に心配することはないということではありますが、感染が拡大していることもあり、また季節性のインフルエンザが流行している時期であるため、マスクの着用や手洗いの徹底など、県民の皆様にしっかり働きかけ、感染症対策に努めてください。